

# 三原地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）

平成26（2014）年3月

三 原 市  
世 羅 町  
三原広域市町村圏事務組合

## － 目 次 －

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
	(2) 生活排水の処理の現状	4
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
	(4) 生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	8
	(1) 発生抑制, 再使用の推進	8
	(2) 処理体制	10
	(3) 処理施設等の整備	14
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	15
	(5) その他の施策	16
4	計画のフォローアップと事後評価	17
	(1) 計画のフォローアップ	17
	(2) 事後評価及び計画の見直し	17

## 三原地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）

三原市  
世羅町  
三原広域市町村圏事務組合

承認 平成20年2月29日  
変更承認 平成25年3月29日  
変更報告 平成25年7月11日  
第2期承認 平成26年3月27日  
変更報告 平成26年12月25日  
変更承認 平成29年3月30日

### 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

#### (1) 対象地域

構成市町村名	三原市, 世羅町
面 積	三原市 471.13 km <sup>2</sup> 【平成22年10月1日時点】 世羅町 278.14 km <sup>2</sup> 【平成27年3月26日時点】
人 口	三原市 99,673人【平成25年3月31日現在】 世羅町 17,732人【平成25年3月31日現在】

#### (2) 計画期間

本計画は、平成26年4月1日から平成33年3月31日までの7年間を計画期間とする。  
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

#### (3) 基本的な方向

三原地域（以下「本地域」という。）は三原市及び世羅町の地域とする。

三原市は、中国・四国地方のほぼ中心に位置している。三原市の南部には、沼田川流域の平野に加えて、瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には、世羅台地の一部をなす丘陵状の平地が広がっている。また、産業面では、大手製造業等の大工場の立地により旧三原市が近代工業都市として発展したほか、本郷町・久井町・大和町は米作地域としての役割を果たしてきた。また、古くから海上・陸上交通の要衝として発展し、広島空港・山陽新幹線や山陽自動車道（本郷IC、三原久井IC）といった高速交通ネットワークに恵まれている。

世羅町は、広島県の中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、北に三次市と周囲を5市に囲まれており、近隣の中都市である尾道市・三原市・三次市に20～30km圏内にあり、また広島空港にも約36kmと近い位置にある。役場本庁舎がある市街地には国道184号・432号・主要地方道三原東城線が、せらにし支所がある小国地域では主要地方道世羅甲田線・吉舎豊栄線・三次大和線がそれぞれ放射線状に伸び、さらに町の中央部を横断する形で「世羅高原ふれあいロード（通称）」が国道・県道と交差している。

ごみ処理については、三原市清掃工場（旧久井町分を除く三原市分を焼却）、エコワイズ

センター（旧久井町分，世羅町分を甲世衛生組合で固形燃料化）において可燃ごみを処理し，三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場で不燃ごみ，粗大ごみの処理を実施している。さらに，最終処分は三原市一般廃棄物最終処分場で行われている。なお，エコワイズセンターでの処理不適物は甲世衛生組合一般廃棄物最終処分場で最終処分される。

今後は，容器包装リサイクル法等に基づく 3R を推進しながら，施設の老朽化や長期的事業計画に対応した施設の統廃合を進める計画である。

ここで三原市清掃工場は，平成 11 年に供用開始して既に 14 年が経過していることから，機械設備の老朽化が著しい。また，福山リサイクル発電事業の契約期間が平成 30 年度までであるため，平成 31 年度以降，旧久井町分と世羅町分の可燃ごみも受け入れることを前提に検討を進める。現時点では，各機器の補修等に対応できないため，基幹的設備の改良事業により抜本的な機能改善を図る。

三原広域市町村圏事務組合が管理する不燃物処理工場は，資源化ごみの分別細分化に対応するため，設備を増設してきたことにより設備が点在化し，作業動線が非効率であったり，最も古い設備（管理棟）は昭和 49 年に設置され，老朽化も進んでいる。したがって，新しく不燃物処理場の整備を行う。

また，三原市清掃工場の焼却残渣は，三原市一般廃棄物最終処分場の残余容量が少ないため，平成 28 年 6 月から広島県環境保全公社の施設に外部搬出する。

生活排水処理に関しては，流域関連公共下水道，特定環境保全公共下水道，集落排水施設及び浄化槽（個人設置及び市町村設置）により事業を推進している。今後は，生活雑排水処理を推進することで水環境の向上に努めるため，集合処理施設への早期接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換，浄化槽整備が推進されるよう啓発に努める。平成 22～25 年度に三原市汚泥再生処理センターを整備し，生活排水の適正処理・再資源化を推進している。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

本地域の平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、40,734 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 7,553 トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)) は 18.5%である。

中間処理による減量化量は、27,924 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 71.9%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 13.5%に当たる 5,257 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 32,195 トンである。焼却施設では、温水の場内利用を行っている。

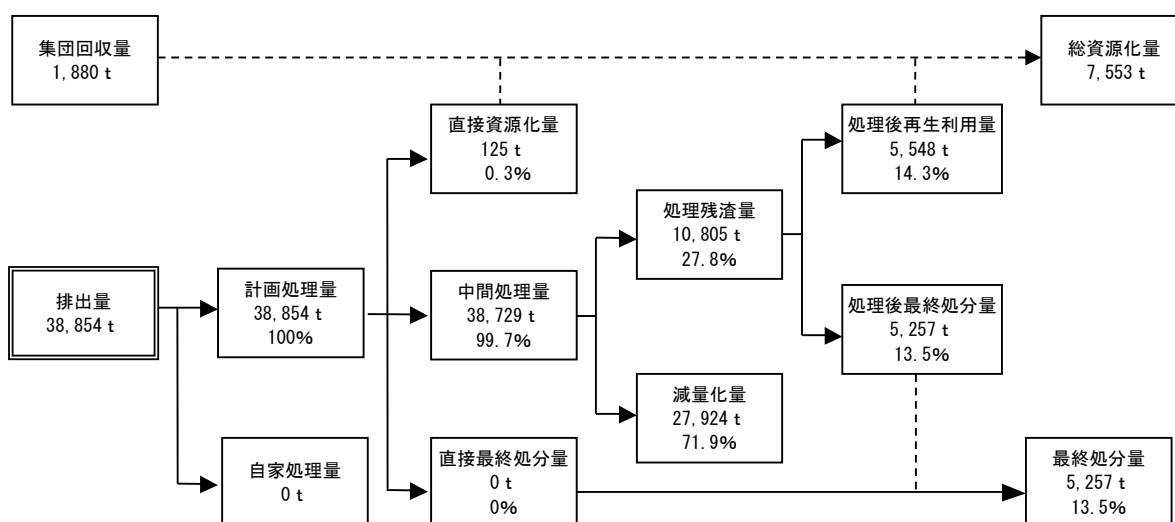


図 1 本地域の一般廃棄物処理状況フロー（平成 24 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

ア 三原市

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 99,673 人であり、水洗化人口は 57,520 人、汚水衛生処理率は 57.7% である。

し尿発生量は 16,883k1/年、浄化槽汚泥発生量は 38,748k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 55,631k1/年である。

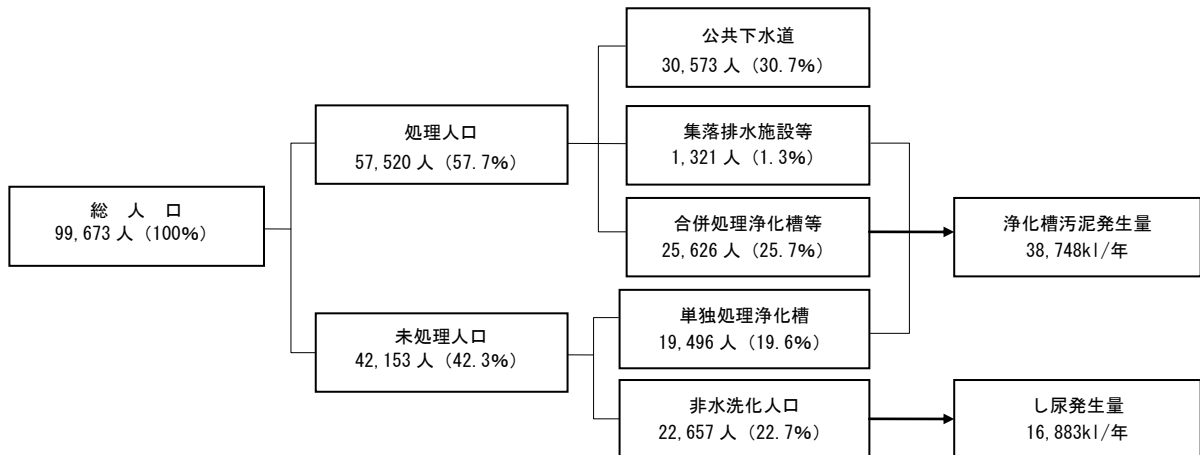


図 2 - 1 三原市の生活排水の処理状況フロー（平成 24 年度）

イ 世羅町

平成 26 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 17,253 人であり、水洗化人口は 8,933 人、汚水衛生処理率は 51.8% である。

し尿発生量は 3,541k1/年、浄化槽汚泥発生量は 10,985k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 14,526k1/年である。

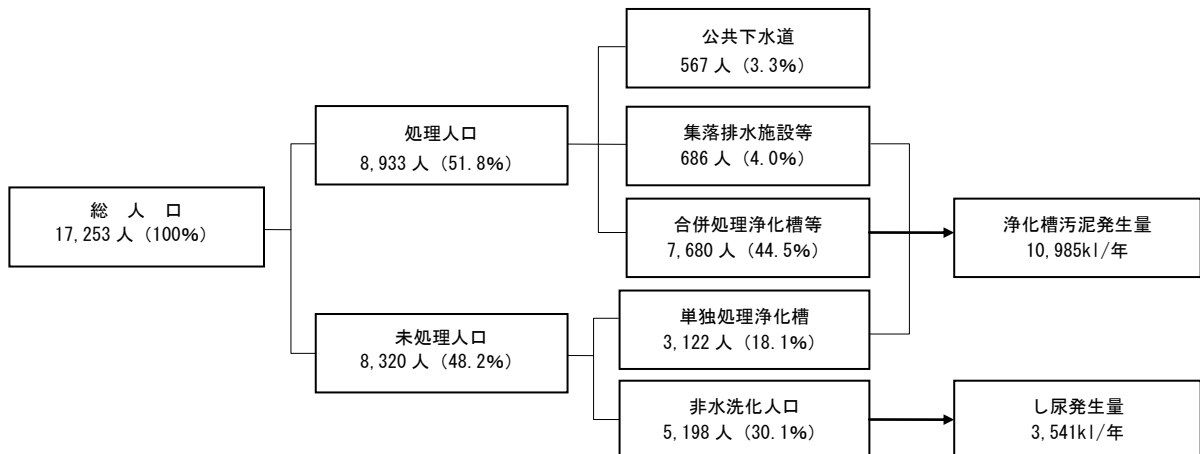


図 2 - 2 世羅町の生活排水の処理状況フロー（平成 26 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指すものとし、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ <sup>1</sup> ) (平成 24 年度)	目標 (割合※ <sup>1</sup> ) (平成 33 年度)	
排出量	事業系	総排出量	16,217 t	14,115 t (-13.0%)
		1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	2.8 t/事業所	2.5 t/事業所 (-10.7%)
	家庭系	総排出量	22,637 t	19,364 t (-14.5%)
		1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	173 kg/人	161 kg/人 (-6.9%)
	合計	事業系家庭系排出量合計	38,854 t	33,479 t (-13.8%)
再生利用量	直接資源化量	125 t (0.3%)	255 t (0.8%)	
	総資源化量	7,553 t (19.4%)	6,745 t (20.1%)	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	—	
減量化量	中間処理による減量化量	27,924 t (71.9%)	25,196 t (75.3%)	
最終処分量	埋立最終処分量	5,257 t (13.5%)	4,988 t (14.9%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数) (H24:5,634 H33:5,612)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口) (H24:117,405 H33:106,682)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量 [単位：トン]

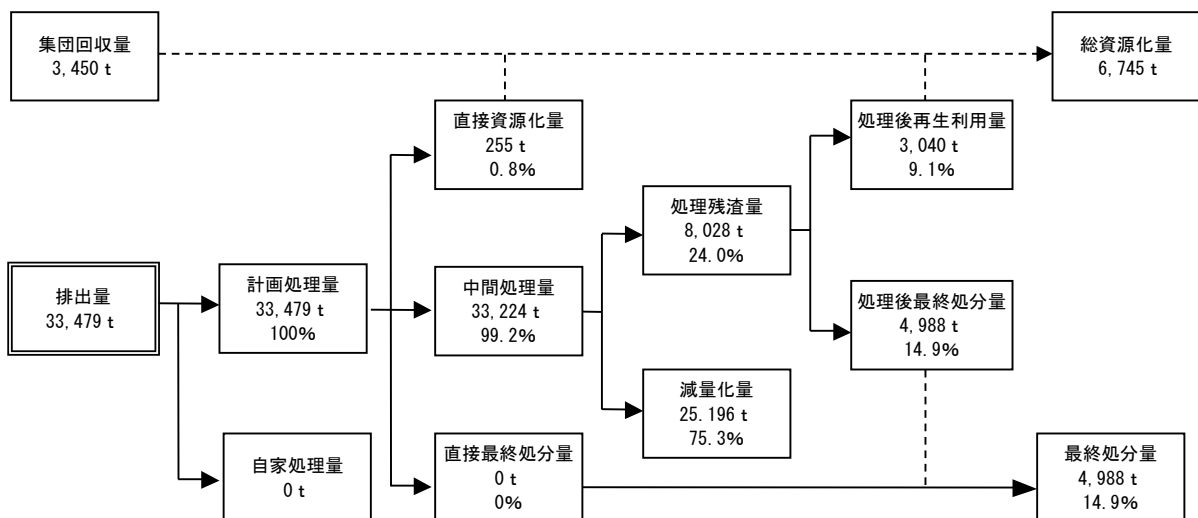


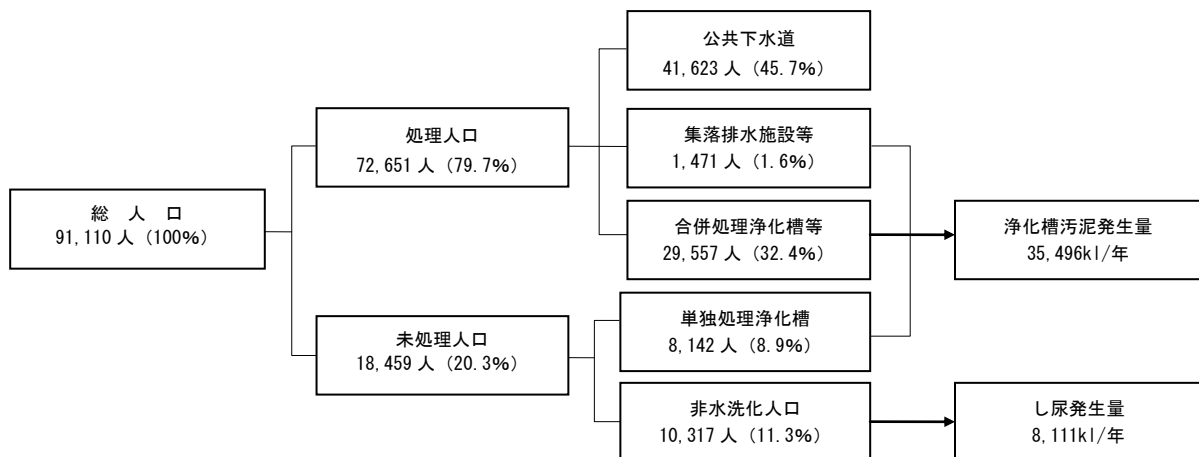
図3 本地域の目標達成時の一般廃棄物処理状況フロー (平成 33 年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道及び浄化槽の整備を進めていくものとする。

表2-1 三原市の生活排水処理に関する現状と目標

		平成24年度実績	平成33年度目標
処理形態別人口	公共下水道	30,573人 (30.7%)	41,623人 (45.7%)
	集落排水施設等	1,321人 (1.3%)	1,471人 (1.6%)
	合併処理浄化槽等	25,626人 (25.7%)	29,557人 (32.4%)
	未処理人口	42,153人 (42.3%)	18,459人 (20.3%)
	合計	99,673人	91,110人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	16,883キロリットル	8,111キロリットル
	浄化槽汚泥量	38,748キロリットル	35,496キロリットル
	合計	55,631キロリットル	43,607キロリットル



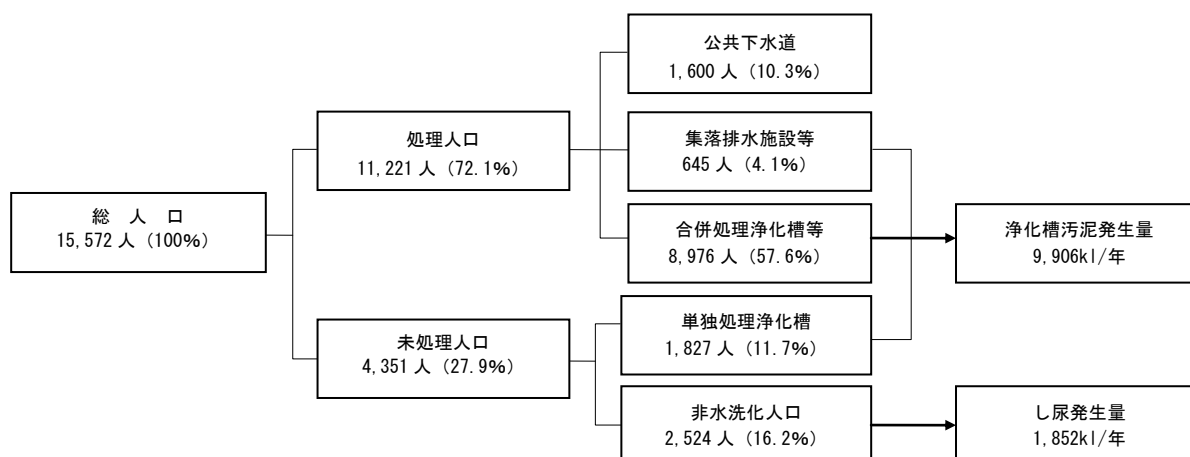
※割合(%)は、四捨五入で算出しているため、合計が合わない箇所がある。

図3-1 三原市の生活排水処理に関する目標 (平成33年度)



表 2-2 世羅町の生活排水処理に関する現状と目標

		平成 26 年度実績	平成 33 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	567 人 (3.3%)	1,600 人 (10.3%)
	集落排水施設等	686 人 (4.0%)	645 人 (4.1%)
	合併処理浄化槽等	7,680 人 (44.5%)	8,976 人 (57.6%)
	未処理人口	8,320 人 (48.2%)	4,351 人 (27.9%)
	合 計	17,253 人	15,572 人
し尿・汚泥 の量	汲み取りし尿量	3,541 キロリットル	1,852 キロリットル
	浄化槽汚泥量	10,985 キロリットル	9,906 キロリットル
	合 計	14,526 キロリットル	11,758 キロリットル



※割合(%)は、四捨五入で算出しているため、合計が合わない箇所がある。

図 3-2 世羅町の生活排水処理に関する目標 (平成 33 年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制, 再使用の推進

本地域では、「三原市一般廃棄物処理実施計画」、「三原市一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 4 月改定）」、「世羅町一般廃棄物処理実施計画」、「世羅町一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 2 月）」に基づき、ごみの発生抑制・再生利用のための各種事業を推進している。今後とも、各種事業を継続・拡充するとともに、新たな事業の検討を行うなど、ごみの発生抑制、再使用等の推進を図る。主要な施策は次のとおりである。

##### ア ごみ処理有料化（実施：三原市，世羅町）

三原市内から排出される家庭系ごみは、「もやすごみ」について、有料指定袋制を導入している。その他の「もやさないごみ」、「資源化ごみ」、「大型ごみ」の処理は無料としている。また、事業系ごみは、すべて従量制により手数料を徴収している。

ごみ処理有料化は、排出量に応じた公平な費用負担が確保されるとともに、ごみに対する意識向上と減量化の動機付けとなり、ごみの発生抑制・再資源化に有効な方策と考えられる。

今後とも、ごみ処理費用の適正負担を目的として標準的なコスト分析手法に基づき、ごみ処理手数料の適宜見直しを検討する。

##### イ 環境教育, 普及啓発, 助成（実施：三原市，世羅町）

ごみの減量、リサイクルの啓発、普及を目的とした出前講座、広報、ごみ処理施設の見学会、環境教育活動、イベント（生涯学習フェスティバル）を実施しており、これらをもとに、さらにごみ減量への理解と協力を求めるためのPRを積極的に行う。

家庭・事業所向けに発生抑制に関するノウハウを記載したマニュアルや、エコショップ、リサイクルショップに関する情報を取りまとめた情報を発信する。集団回収事業や生ごみ処理機器（生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機）購入助成制度など発生抑制に関する助成制度を継続する。また、バザーやフリーマーケット等のリサイクル活動、リサイクル推進店舗等の情報提供や各種活動を実施する場所提供等の支援により、事業の活性化を図る。

可燃ごみや不燃ごみの中に資源となるものが混入していることから、ホームページや広報などにより、住民・事業者に分別の徹底を促進させる。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策（実施：三原市，世羅町）

レジ袋の廃止や日常的な生活用品等に対する過剰包装の自粛、簡素化を推進するため、製造業者や販売業者での取組みを行うよう働きかける。

##### エ 事業所ごみに対する徹底指導（実施：三原市，世羅町）

一定規模以上の事業所（大規模建築物・大型店舗）に対して、ごみの減量計画の策定を義務付け、年次報告書の提出を求めること、また、成果に応じて優良事業所の認定等を行うことなど実施に向けた取り組み方針を検討する。

##### オ 店頭回収システムの強化（実施：三原市）

牛乳パック、食品トレイ、ペットボトルのように再生可能なものは、店頭回収を推進するよう、業界に要請し、市民の協力を得るよう働きかける。

カ 生活排水対策（実施：三原市，世羅町）

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため，次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット，三角コーナーネット，拭取り紙等の排出抑制用品の普及
- ・ 無リン洗剤，せっけんの使用
- ・ 浄化槽の適正管理
- ・ 米のとぎ汁は，庭や植木などに散布する
- ・ 廃食油は凝固剤によって固めるか，回収に出す

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、三原市のごみ分別は、もやすごみ、もやさないごみ、資源化ごみ、大型ごみの4区分であり、もやすごみは焼却施設と固形燃料化施設（旧久井町分のみ甲世衛生組合による）で処理している。その他のごみは、三原市及び世羅町で構成する三原広域市町村圏事務組合の不燃物処理工場で処理している。三原市の資源化ごみの品目は、かん類・きれいなびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び集団回収による古紙等である。現在、集団回収による資源物は直接回収業者が資源化している。

世羅町のごみ分別は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、資源化ごみ、不燃性粗大ごみの5区分であり、可燃ごみと可燃性粗大ごみは、固形燃料化施設で処理しており、その他のごみは、三原広域市町村圏事務組合の不燃物処理工場で処理している。

今後も、再資源化をより一層促進するための事業と啓発を継続して実施する。特に、古紙等の再資源化を促進するため、資源集団回収を強化するとともに、補完的に三原市のストックヤードや民間回収等の活用を促進する。もやすごみの処理施設は、三原市が運営管理を行い、その他のごみの処理体制は世羅町との共同処理を継続する。

世羅町の可燃ごみと可燃性粗大ごみは、福山リサイクル発電事業の契約期間が平成30年度までであるため、平成31年度以降、三原市清掃工場にて処理することを検討する。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業活動に伴って、商店・飲食店・会社・事業所などから排出される廃棄物（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業系一般廃棄物は、事業者自らが処理するか、あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者により処理をするよう指導している。事業所から排出される一般廃棄物にも多くの資源物が含まれていることから、民間回収業者の利用や三原市のストックヤードを利用した効率的な回収方法等について多量排出事業所等との協議により、回収体制づくりを検討するとともに、「ごみ減量計画策定」の指導・助言等を行っていく。

### ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、市内の各地で実施している公共下水道の普及を図っていくとともに、公共下水道が整備されない人口散在地域では、浄化槽の整備を進めていく。なお、大和町地域では浄化槽市町村整備推進事業を実施し、大和町地域を除く三原市と世羅町では浄化槽設置整備事業を実施する。

### エ 最終処分場の現状と今後

本地域では、三原市清掃工場での焼却残渣と三原広域市町村圏事務組合の不燃物処理工場での不燃残渣を三原市一般廃棄物最終処分場に埋立処分し、エコワイズセンターでの処理不適物を甲世衛生組合一般廃棄物最終処分場に埋立処分している。

なお、三原市清掃工場の焼却残渣は、三原市一般廃棄物最終処分場の残余容量が少ないため、平成28年6月から広島県環境保全公社の施設に外部搬出する。

オ 今後の処理体制の要点

- ① 三原市清掃工場は、老朽化及び CO<sub>2</sub> 削減に対応するため、基幹的設備改良事業を実施する。
- ② 古紙等の再資源化を促進する。
- ③ 事業系一般廃棄物に対して、資源化・減量化推進するため、指導・助言等を行う。
- ④ 人口散在地域における浄化槽の整備を促進する。
- ⑤ 新不燃物処理工場の整備に向けた事業を促進する。

表 3 - 1 三原地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（三原市）

現状（平成 24 年度）				今後（平成 33 年度）						
三原市				分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (ト)	分別区分	
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績			一次処理	二次処理			
もやすごみ	焼却	三原市清掃工場	16,335 t	もやすごみ	焼却	三原市清掃工場	一般財団法人 広島県環境 保全公社	14,038 t	もやすごみ	
	固形燃料化	甲世衛生組合 エコライズセンター	303 t							
もやさないごみ (不燃物・きれいなび ん・発火性危険ごみ)		選別 梱包 圧縮	1,659 t	もやさないごみ	選別 梱包 圧縮	新不燃物処理工場	三原市一般廃棄物 最終処分場	1,577 t	もやさないごみ	
資源化 ごみ※	かん類	選別 圧縮	1,957 t	かん類	リ サイ クル		選別 圧縮	(売却)	1,891 t	かん類
	ペットボトル	圧縮 梱包		ペットボトル			圧縮 梱包	指定法人		ペットボトル
	プラスチック製 容器包装			プラスチック製 容器包装						
大型ごみ		解体	329 t	大型ごみ	解体		(売却)	225 t	家電リ法指定 品目以外	

※上記とは別に、資源集団回収事業により新聞・雑誌・段ボール・びん・缶・布類を回収している。

表 3 - 2 三原地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（世羅町）

現状（平成 24 年度）			
世羅町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	固形燃料化	甲世衛生組合 エコライフセンター	1,339 t
不燃ごみ	破碎 選別 圧縮 梱包	三原広域 市町村圏 事務組合 不燃物処理工場	301 t
資源化ごみ			354 t
不燃性粗大ごみ			60 t

今後（平成 33 年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績	分別区分
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	三原市清掃工場	一般財団法人 広島県環境 保全公社	1,028 t	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ
不燃ごみ	破碎 選別 圧縮 梱包	新不燃物処理工場	三原市一般廃棄物 最終処分場	242 t	不燃ごみ
資源化ごみ			(売却)	316 t	資源化ごみ
不燃性粗大ごみ			三原市一般廃棄物 最終処分場	47 t	不燃性粗大ごみ

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	焼却施設	廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業	128t/17H	三原市 八坂町	H26～H28
2	マテリアルリサイクル 推進施設	(仮称)新不燃物処理 工場整備事業	20t/5H	三原市 八坂町	H30～H31

(整備理由)

事業番号1 基幹的設備の老朽化

事業番号2 既存施設の老朽化

#### イ 浄化槽の整備

浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 浄化槽への移行計画

#### 三原市

事業	直近の整備済 基数(基) (平成24年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	備考
浄化槽設置整備事業	155	1,190	3,794	H26～H32	3.18人/基
浄化槽市町村整備推進事業	13	175	539	H26～H32	3.08人/基
その他地方単独事業	—	—	—	—	—
合計	168	1,365	4,333	—	—

#### 世羅町

事業	直近の整備済 基数(基) (平成26年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	備考
浄化槽設置整備事業	2,357	350	868	H28～H32	—
浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—	—
その他地方単独事業	—	—	—	—	—
合計	2,357	350	868	—	—



(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る計画支援事業	発注仕様書等作成	H26
32	（仮称）新不燃物処理工場整備事業（事業番号2）に係る計画支援事業	測量・地質調査 基本設計 発注仕様書作成 生活環境影響調査	H29

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 再生利用品の需要拡大事業 (実施：三原市)

分別収集や資源選別による資源回収を推進するため、リサイクルの流れや、市民のごみ減量化への努力の結果について、廃棄物全般の情報提供とあわせて継続した市民周知を行い、発生抑制や適正排出につなげるなど、廃棄物に対する意識向上に努める。さらに、廃棄物の循環的利用の促進には再生品の利用拡大が重要であり、エコマーク商品や広島県が認定するリサイクル製品などの積極的な利用拡大に努める。

### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発 (実施：三原市)

廃家電等(家電リサイクル法対象品目、パソコン、小型家電リサイクル法対象品目等)のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法、資源有効利用促進法及び小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、引き続き関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。

### ウ 不法投棄対策 (実施：三原市、世羅町)

ごみの不法投棄やステーションへの不適切排出などが懸念されることから、職員等のパトロール強化により巡回指導体制を講じる。各地域町内会等の生活環境委員等と連携し、不法投棄の防止と不適正排出者への指導により、ごみ減量と環境美化の推進を図る。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項 (実施：三原市、世羅町)

災害ごみの収集運搬及び保管場所などの体制については、災害の種類・規模及びごみの種類・発生量に応じて、臨機応変に公共施設等の公園、広場、駐車場等を臨時の集積場所に指定して、収集運搬処理を行っている。

今後は、災害発生時のごみ処理をより適切且つ効率的に行っていくために、三原市地域防災計画、世羅町地域防災計画等の周知や広域的な協力体制の確保を図り、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

災害時に発生する廃棄物については、集積場所・処分場所の増設、変更など、今後、さらに災害廃棄物処理に関する調査・研究を行い、より充実した対応が可能となるよう臨時集積場所を指定するなどの検討を行う。また、一時避難場所で発生する生活ごみや仮設トイレの汚物処理も考慮する。

※臨時集積場所…今後検討する。

※処分する場所…一般廃棄物最終処分場(家屋等の建設廃材は、産廃処分とする。)

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

三原市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を広報誌等において公表する。また、必要に応じて、広島県及び国と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	三原地域	(2) 地域内人口	117,405 人	(3) 地域面積	749.27km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	三原市, 世羅町	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合, 当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立(予定)年月日: 年 月 日設立, 認可予定 設立されていない場合, 今後の見通し:				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち, 該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化, 再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 33 年度	
排出量	事業系	総排出量(トン)	17,684	16,798	17,347	16,682	16,217	14,115 (H24 比 -13.0%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.1	2.9	3.0	2.9	2.8	2.5
	家庭系	総排出量(トン)	23,547	25,185	23,412	22,978	22,637	19,364 (H24 比 -14.5%)
		1人当たりの排出量(kg/人)	171	189	177	176	173	161
	合計	事業系家庭系排出量合計	41,231	41,983	40,759	39,660	38,854	33,479 (H24 比 -13.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	125 (0.3%)	255 (0.8%)	
	総資源化量(トン)	8,330 (20.3%)	8,116 (19.3%)	7,869 (19.3%)	7,679 (19.4%)	7,553 (19.4%)	6,745 (20.1%)	
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	29,368 (71.2%)	30,046 (71.6%)	29,380 (72.1%)	28,391 (71.6%)	27,924 (71.9%)	25,196 (75.3%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,971 (14.5%)	6,147 (14.6%)	5,746 (14.1%)	5,600 (14.1%)	5,257 (13.5%)	4,988 (14.9%)	

再生利用量には, 固形燃料

最終処分量は, 不燃物処理残渣, 焼却残渣を含む。 最終処分量は, 不燃物処理残渣, 焼却残渣を含む。

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	三原市	准連	有	128(t/17H)	H11.3	H29.3	老朽化, 基幹設備改良	准連続ストーカ式	H29.3	128(t/17H)	
し尿処理施設		高負荷脱窒	有	176(kl/日)	H25.8	—	—	—	—	—	
最終処分場		管理型	有	146,000(m <sup>3</sup> )	H10.4	—	—	—	—	—	
マテリアルリサイクル推進施設	三原広域市町村圏事務組合	選別梱包圧縮	有	圧縮 50 t/日 選別 30 t/日 梱包 11 t/5H	S49.3	H32.3	老朽化	選別梱包圧縮	H32.3	20t/日	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付。

### 4 生活排水処理の現状と目標

#### 三原市

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成33年度
総人口		103,623	102,606	101,745	100,764	99,673	91,110
公共下水道	汚水衛生処理人口	25,575	26,942	28,183	29,489	30,573	41,623
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	24.7	26.3	27.7	29.3	30.7	45.7
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,279	1,355	1,366	1,326	1,321	1,471
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.6
合併処理浄化槽等 (コミプラ含む)	汚水衛生処理人口	24,327	24,824	28,010	25,432	25,626	29,557
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	23.5	24.2	27.5	25.2	25.7	32.4
未処理人口	汚水衛生未処理人口	52,442	49,485	44,186	44,517	42,153	18,459

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。

世羅町

指標・単位	過去の状況・現状					目標	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度	
総人口	17,984	17,727	17,732	17,488	17,253	15,572	
公共下水道	汚水衛生処理人口	315	481	505	521	567	1,600
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.8	2.7	2.8	3.0	3.3	10.3
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	772	750	758	746	686	645
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	4.3	4.2	4.3	4.3	4.0	4.1
合併処理浄化槽等 (コミプラ含む)	汚水衛生処理人口	7,168	7,208	7,276	7,475	7,680	8,976
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	39.9	40.7	41.0	42.7	44.5	57.6
未処理人口	汚水衛生未処理人口	9,729	9,288	9,193	8,746	8,320	4,351

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

三原市

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	設置者	4,037	9,285	H2.4	1,190	3,794	H33	
浄化槽市町村整備推進事業	三原市	436	1,217	H14.4	175	539	H33	

世羅町

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	設置者	2,357	5,845	H2.4	350	868	H33	現有施設の内容欄の数値は平成26年末時点の実績値

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成 26 年度）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）							交付対象事業費（千円）							備考	
			単位		開始	終了	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
○熱回収等に関する事業							2,113,587	52,417	633,507	1,427,663					1,196,235	52,278	558,421	585,536				
廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業	1	三原市	128	t / 17	H26	H28	2,113,587	52,417	633,507	1,427,663					1,196,235	52,278	558,421	585,536				
○再生利用に関する事業							2,440,000					1,220,000	1,220,000		2,366,800						1,183,400	1,183,400
(仮称) 新不燃物処理工場整 備事業	2	三原広域 市町村圏 事務組合	20	t/5h	H30	H31	2,440,000					1,220,000	1,220,000		2,366,800						1,183,400	1,183,400
○施設整備に関する 計画支援に関する事業							49,100	10,100	0	0	39,000				49,100	10,100	0	0	39,000			
廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業	31	三原市			H26	H26	10,100	10,100							10,100	10,100						
(仮称) 新不燃物処理工場整 備事業	32	三原広域 市町村圏 事務組合			H29	H29	39,000			39,000					39,000				39,000			
○浄化槽に関する事業			1,715	基			757,979	79,797	79,797	117,997	120,097	120,097	120,097	698,379	79,797	79,797	106,749	108,009	108,009	108,009	108,009	108,009
浄化槽設置整備事業	3	三原市	1,190	基	H26	H32	369,187	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	369,187	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741
浄化槽市町村整備推進事業	3	三原市	175	基	H26	H32	189,392	27,056	27,056	27,056	27,056	27,056	27,056	189,392	27,056	27,056	27,056	27,056	27,056	27,056	27,056	27,056
浄化槽設置整備事業	3	世羅町	350	基	H28	H32	199,400			38,200	40,300	40,300	40,300	139,800			26,952	28,212	28,212	28,212	28,212	28,212
合 計							5,360,666	142,314	713,304	1,545,660	159,097	1,340,097	1,340,097	120,097	4,310,514	142,175	638,218	692,285	147,009	1,291,409	1,291,409	108,009

※浄化槽設置事業及び浄化槽市町村整備推進事業は、既存計画により承認済み。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金	事業計画						備考	
					開始	終了		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		平成32年度
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみ処理有料化	有料指定袋制度の導入	三原市 世羅町	継続			ごみ処理料金の検討							
	12	環境教育普及啓発	ポスター標語募集コンクール、施設見学、社会科副読本の作成	三原市 世羅町	継続			環境教育 普及啓発							
	13	マイバッグ持参運動	マイバッグ運動の実施、消費者協会等へ協力、活動支援	三原市 世羅町	継続			マイバッグ持参運動の推進							
	14	指定ごみ袋等の導入	指定袋制の実施による分別の適正化を推進	三原市 世羅町	継続			分別の適正化を推進							
	15	集団回収の推進	町内会、PTA、学校等による集団回収の実施・助成	三原市 世羅町	継続			集団回収の推進							
	16	生ごみの減量化	生ごみのコンポスト容器等による堆肥化・資源化の実施・助成	三原市 世羅町	継続			生ごみ堆肥化によるごみ減量化等の推進							
	17	店頭回収システムの強化	店頭回収を推進するよう要請・協力体制の啓発	三原市	継続			店頭回収の推進							
	18	生活排水対策	現在進めている公共下水道や合併処理浄化槽の普及促進	三原市 世羅町	継続			公共下水道や合併処理浄化槽の普及促進							
処理体制の構築、変更に関するもの	21	事業系一般廃棄物の処理体制	事業系一般廃棄物の適正処理の推進、分別と排出抑制の指導	三原市	継続			適正処理指導・分別の徹底							
	22	リサイクルの推進	保管施設等を整備し資源化を推進する。	三原市	H26			施設の利用、リサイクルの推進							
	23	施設整備に伴う受入体制の変更	農業集落排水汚泥、大型合併浄化槽汚泥、特環下水汚泥の受入体制を変更	三原市	H26			段階的変更							
	24	生活排水の適正処理	人口散在地域における合併処理浄化槽の普及促進による適正処理の実施	三原市	継続			浄化槽の普及促進						関連事業 3	
処理施設の整備に関するもの	1	廃棄物処理施設基幹的設備改良事業	廃棄物処理施設の基幹的設備改良	三原市	H26	H28	○	基幹的設備改良							
	2	新不燃物処理工場整備事業	(仮称)新不燃物処理工場の整備	三原広域市町村圏事務組合	H30	H31	○		処理工場整備						
	3	浄化槽の整備	浄化槽設置に対して補助することで、農業地域等における水環境を保全	三原市 世羅町	H26 H28	H32 H32	○ ○	浄化槽の整備						関連事業 24	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	発注仕様書等作成	三原市	H26	H26	○	発注仕様書作成							
	32	2の計画支援	測量・地質調査 基本設計 発注仕様書作成 生活環境影響調査	三原広域市町村圏事務組合	H29	H29	○		測量・地質調査 基本設計 仕様書作成 環境調査						
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	再生利用品の利用拡大の推進、市民啓発の推進	三原市	継続			普及啓発活動							
	42	廃家電リサイクルに対する普及啓発	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	三原市	継続			普及啓発活動							
	43	不法投棄対策	適正排出の指導とパトロールの強化	三原市 世羅町	継続			適正排出の指導・パトロール強化							
	44	災害時の廃棄物処理	災害時を想定した体制の整備について検討	三原市 世羅町	継続			体制整備を検討							



## 施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三原広域市町村圏事務組合
(2) 施設名称	(仮称) 新不燃物処理工場
(3) 工期	H30～H31
(4) 施設規模	20t/5H
(5) 処理方式	選別, 梱包, 圧縮
(6) 地域計画内の役割	不燃ごみと資源化ごみを鉄・アルミ・ペットボトル等の資源物を選別する。また, 粗大ごみの破碎, 機械選別, 圧縮処理等を行う
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	無
(8) ストック対象物	鉄, アルミ, プラスチック製容器包装, ペットボトル, びん(白色・茶色・その他), その他プラスチック類, 小型家電
(9) 事業計画額	2,440,000 千円 (消費税等 8%, 施工監理費含む)

## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三原市
(2) 施設名称	三原市清掃工場
(3) 工期	H26～H28
(4) 施設規模	128 ( t /17H)
(5) 処理方式	准連続, ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 無 2. 熱回収の有無 有 (熱回収率 約 2.9%)
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業により, 当初の処理能力まで回復し, 本地域の可燃ごみを安定処理して熱回収を行う。また, CO2 排出量は 3.1% 削減される見込みである。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無
(9) 事業計画額	2,113,587 千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善及び保全を図るため、下水道認可区域外で浄化槽を設置整備する。なお、市町村設置型は大和町地域とする。
(4) 事業期間	平成 26 年度～平成 32 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第 3 (1) イ (カ) 自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 (キ) 上記と同等以上に雑排水対策の必要な地域 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱 第 3 (1) イ (サ) 既に事業を実施している地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 558,579 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (3,794 人分)	うち 単独撤去	基準額 (単独撤去:90 千円)	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	511 基 (1,505 人分)	基	332 千円	147,574 千円	147,574 千円
6～7 人槽	651 基 (2,163 人分)	基	414 千円	210,105 千円	210,105 千円
8～10 人槽	28 基 ( 126 人分)	基	548 千円	11,508 千円	11,508 千円
11～20 人槽	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
21～30 人槽	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
31～50 人槽	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
51 人槽以上	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
改築	基				
計画策定調査費					
合計	1,190 基 (3,794 人分) 改築を除く	基		369,187 千円	369,187 千円

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (539人分)	うち 単独撤去	基準額 (単独撤去:90千円)	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	35基 (105人分)	基	837千円	29,295千円	29,295千円
6~7人槽	133基 (399人分)	基	1,043千円	138,719千円	138,719千円
8~10人槽	7基 (35人分)	基	1,375千円	14,973千円	14,973千円
11~15人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
21~30人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
31~50人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	基	千円	千円	千円
事務費等				6,405千円	6,405千円
合計	175基 (539人分)	基		189,392千円	189,392千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 \_\_\_\_\_ 市町村世帯数 \_\_\_\_\_  
 対象地域人口 \_\_\_\_\_ 対象地域世帯数 \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	世羅町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町中心部より外れた地域においては、依然として生活排水が未処理のまま排出されている家庭が多く存在する。このため、公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図ることを目的として浄化槽設置整備事業により浄化槽設置を推進する。
(4) 事業期間	平成28年度～平成32年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可を受けた公共下水道の事業認可区域及び農業集落排水処理施設の供用区域を除く区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 139,800千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

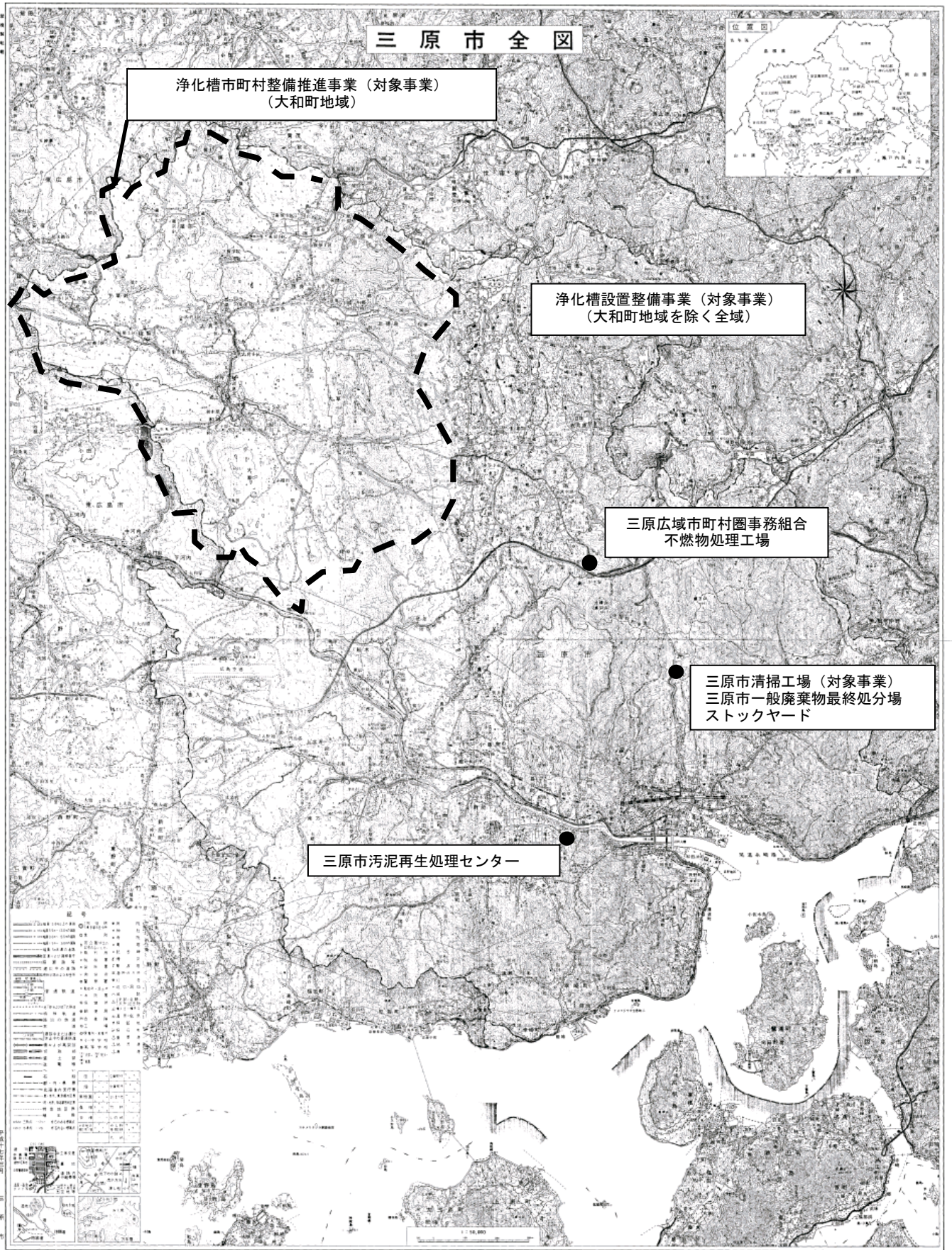
区分	交付対基数 (868人分)	うち 単独撤去	基準額 (単独撤去:90千円)	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	140基 (347人分)	24基	332千円	66,600千円	48,640千円
6～7人槽	200基 (496人分)	32基	414千円	124,800千円	85,680千円
8～10人槽	10基 (25人分)	0基	548千円	8,000千円	5,480千円
11～20人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	基	千円	千円	千円
改築	基				
計画策定調査費					
合計	350基 (868人分) 改築を除く	56基	千円	199,400千円	139,800千円

## 計画支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三原市
(2) 事業目的	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業のため
(3) 事業名称	発注仕様書等作成
(4) 事業期間	平成 26 年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成, 工事設計書等を作成する。
(6) 事業計画額	10,100 (千円)

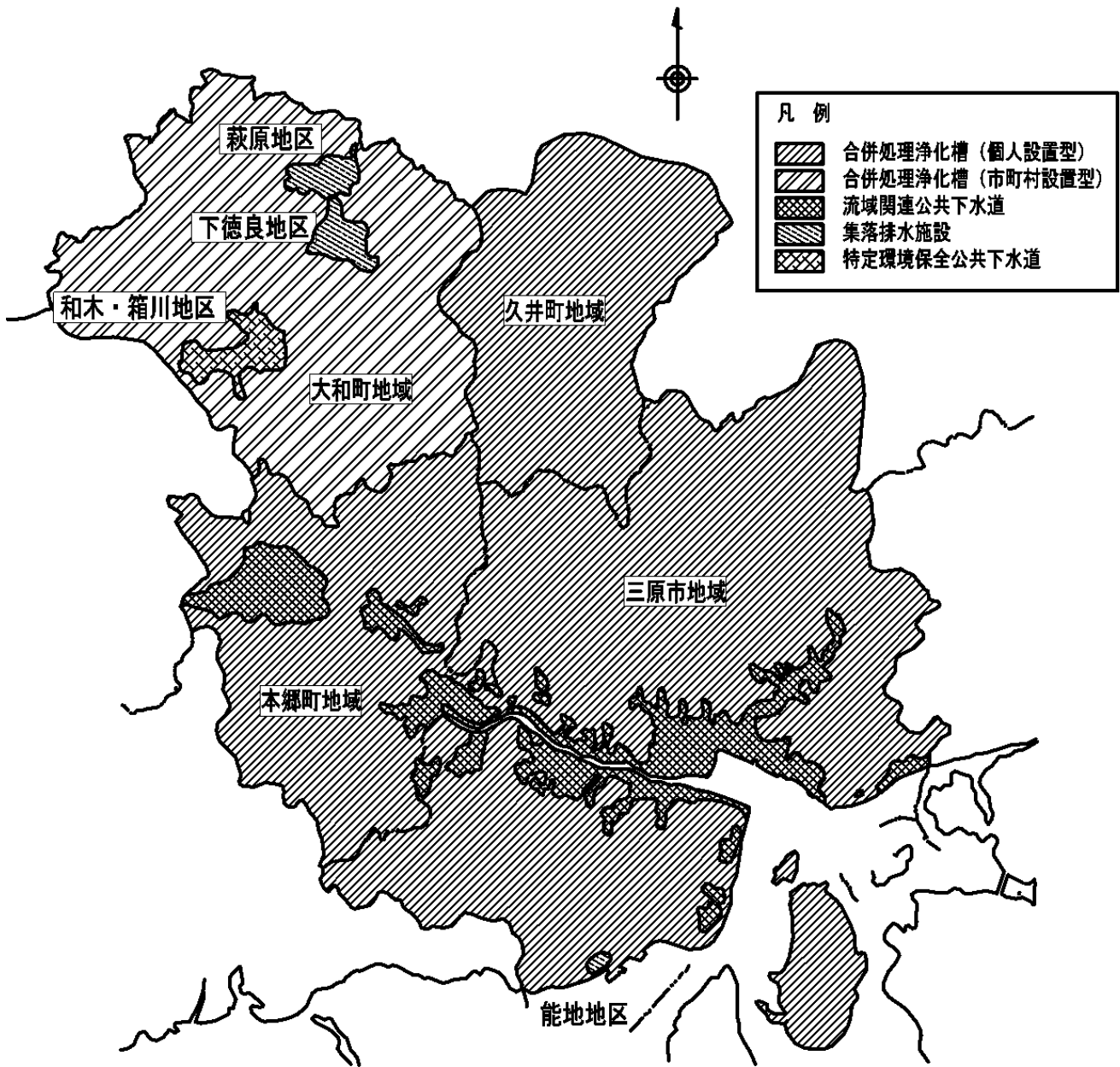
(1) 事業主体名	三原広域市町村圏事務組合			
(2) 事業目的	(仮称) 新不燃物処理工場の整備			
(3) 事業名称	測量・地質調査	基本設計	発注仕様書等 作成	環境影響調査
(4) 事業期間	H29	H29	H29	H29
(5) 事業概要	建設予定地の測量及び地形, 地質調査を実施する。	事業計画の詳細検討及び基本設計・実施設計を行う。	発注仕様書作成, 工事設計書等を作成する。	建設予定地周辺の環境調査を実施し, 事業の影響を予測評価する。
(6) 事業計画額	7,300 (千円)	12,800 (千円)	14,900 (千円)	4,000 (千円)



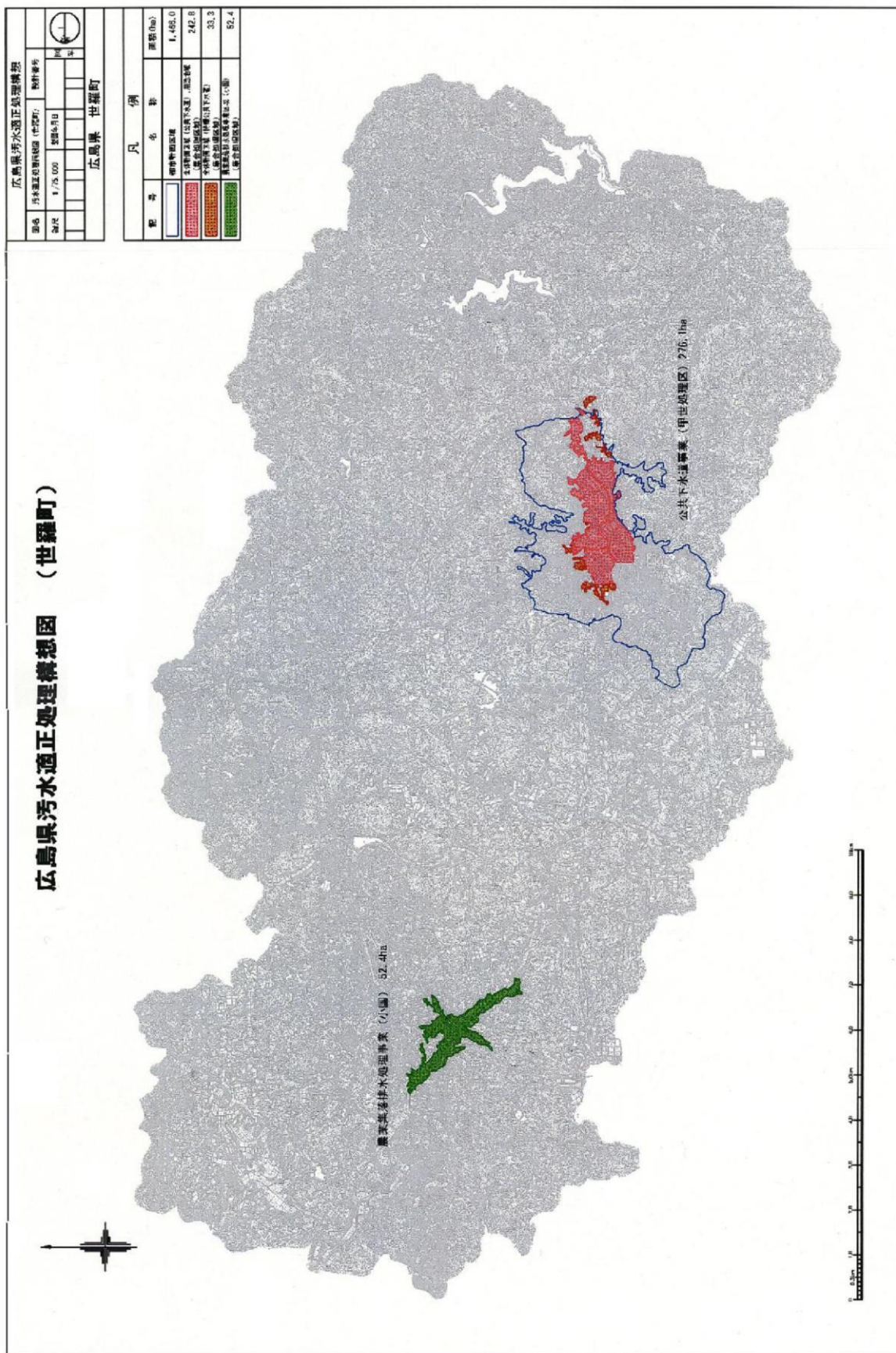
添付資料 1(1) 三原市 対象地域及び施設配置







添付資料 2(1) 三原市生活排水処理基本計画図



添付資料 2(2) 世羅町生活排水処理基本計画図

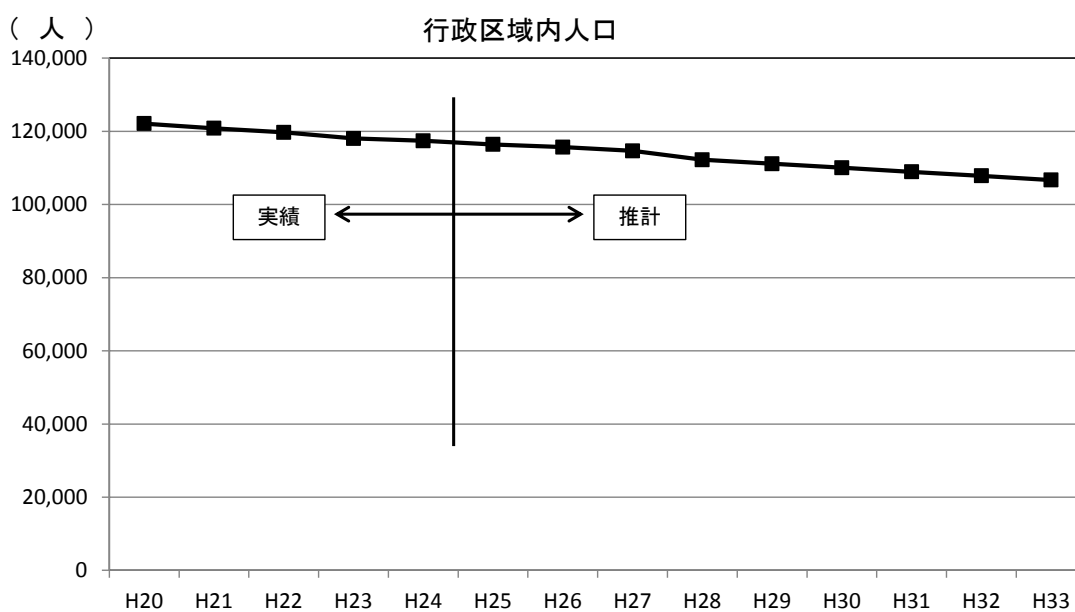
### 添付資料 3 現有処理施設の概要

施設名	種類		対象地域	処理能力	所在地	竣工年
三原市清掃工場	焼却		三原地域 本郷地域 大和地域	128t/17H	三原市八坂町	H11
エコワイズセンター (甲世衛生組合)	固形燃料化		久井地域 世羅郡世羅町	16 t / 日	世羅郡世羅町 大字川尻	H10
不燃物処理工場 (三原広域市町村圏事務組合)	選別・梱包・圧縮		三原市 世羅郡世羅町	圧縮 50 t / 日 選別 30 t / 日 梱包 11 t / 5H 他	三原市久井町 坂井原	S49~
三原市 一般廃棄物最終処分場	最終処分	焼却残渣 不燃等の 処理残渣	三原市	埋立容量 163,000m <sup>3</sup>	三原市八坂町	H10
甲世衛生組合 一般廃棄物最終処分場	最終処分	RDF 不適物	久井地域 世羅郡世羅町	埋立容量 1,690m <sup>3</sup>	世羅郡世羅町 大字川尻	H6
三原市汚泥再生処理 センター	し尿処理		三原市	176kl / 日	三原市 沼田東町七宝	H25
甲世衛生組合美化センター (甲世衛生組合)			世羅郡世羅町	35kl / 日	世羅郡 世羅町川尻	S62

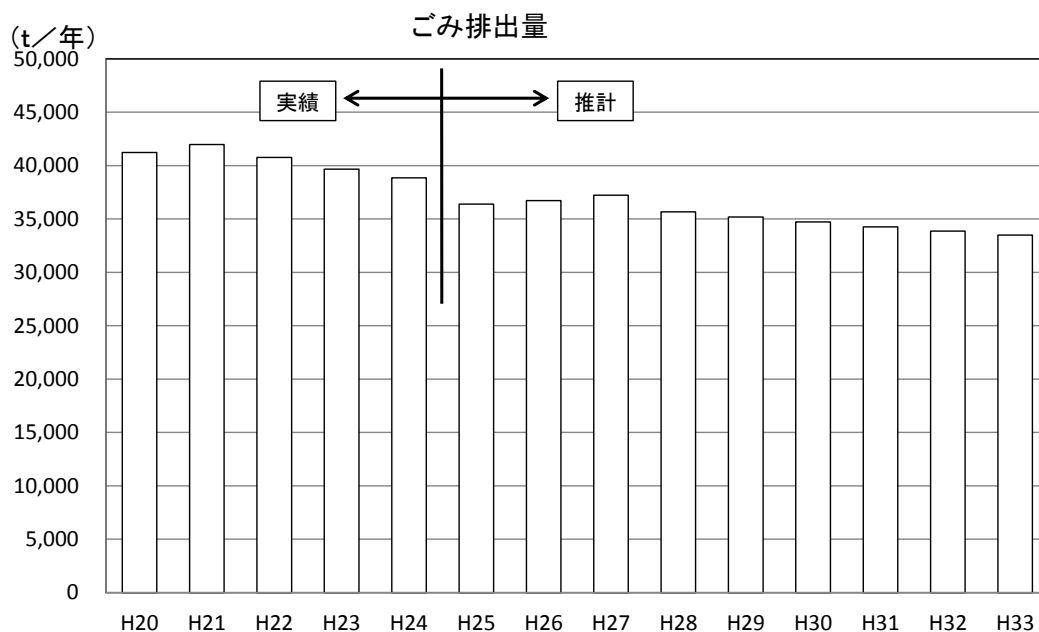
※対象地域のなかの「三原地域」、「本郷地域」、「久井地域」、「大和地域」は、それぞれ合併前の「三原市」、「本郷町」、「久井町」、「大和町」の地域をいう。

※三原市一般廃棄物最終処分場で埋立している焼却残渣は、平成 28 年 6 月より、広島県環境保全公社の施設に外部搬出する。

※甲世衛生組合美化センターは、H27 から対象地域が世羅町のみとなり、管理者が甲世衛生組合から世羅町に変更となるため、施設名が「世羅町美化センター」に変更となる。なお、世羅町美化センターとしての竣工年は、H27 となる。

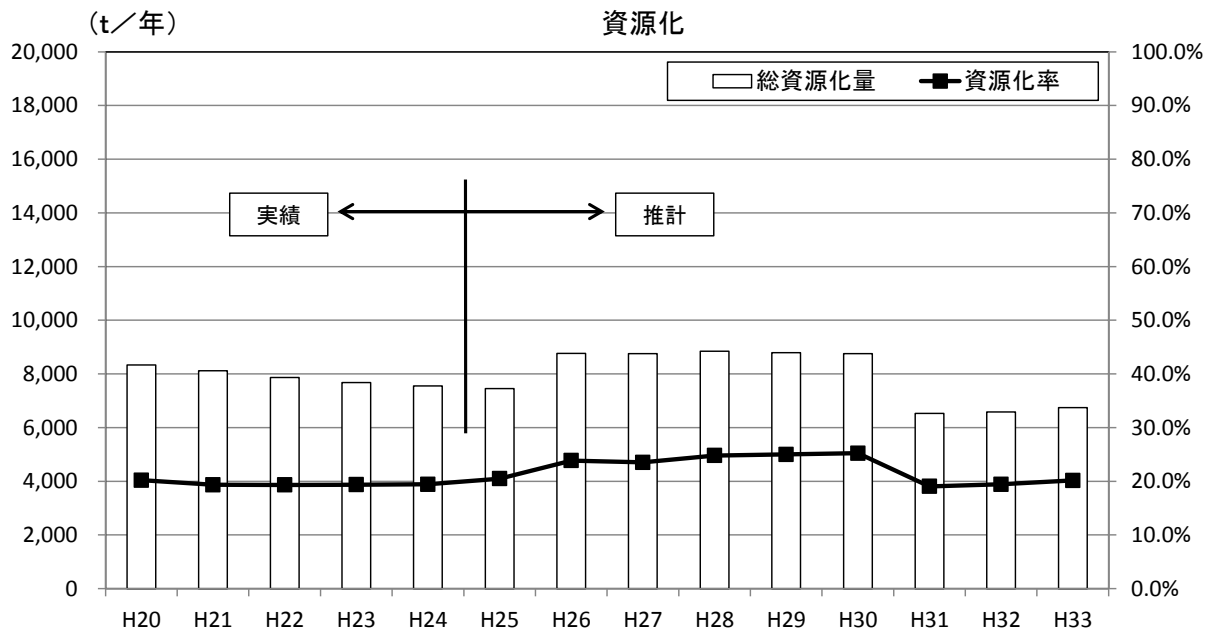


行政区域内人口	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	122,117	120,835	119,729	118,036	117,405	116,405	115,690	114,642	112,224	111,127	110,034	108,943	107,854	106,682

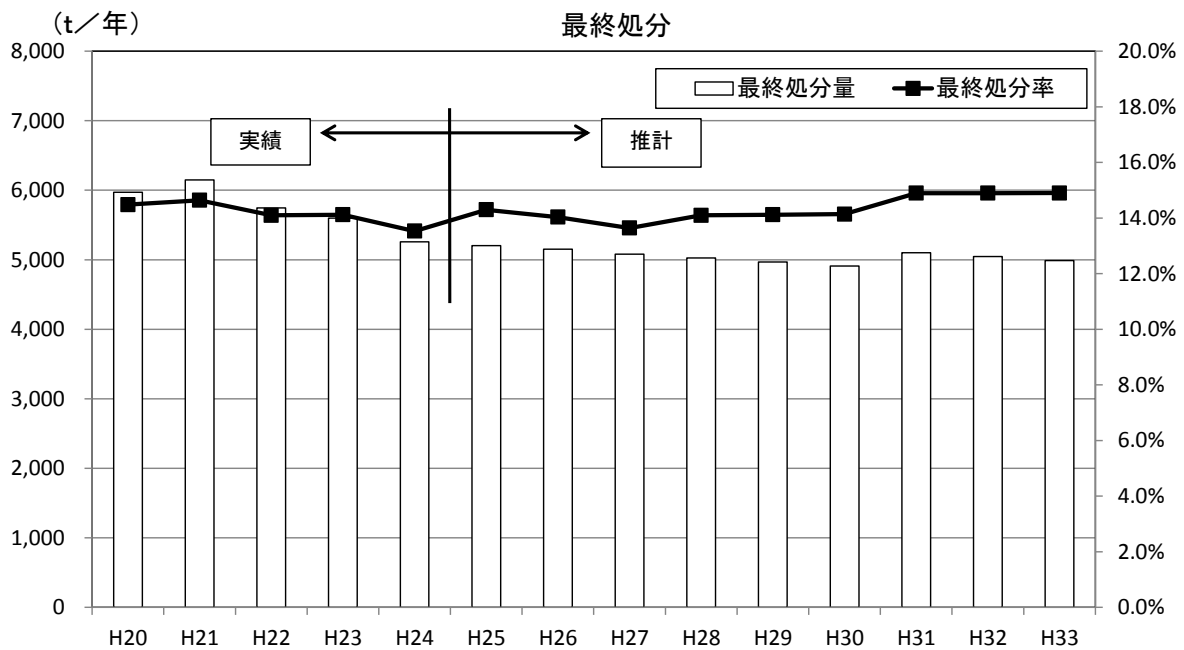


ごみ排出量	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	41,231	41,983	40,759	39,660	38,854	36,386	36,728	37,229	35,656	35,178	34,715	34,248	33,870	33,479

## 添付資料 4(1) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



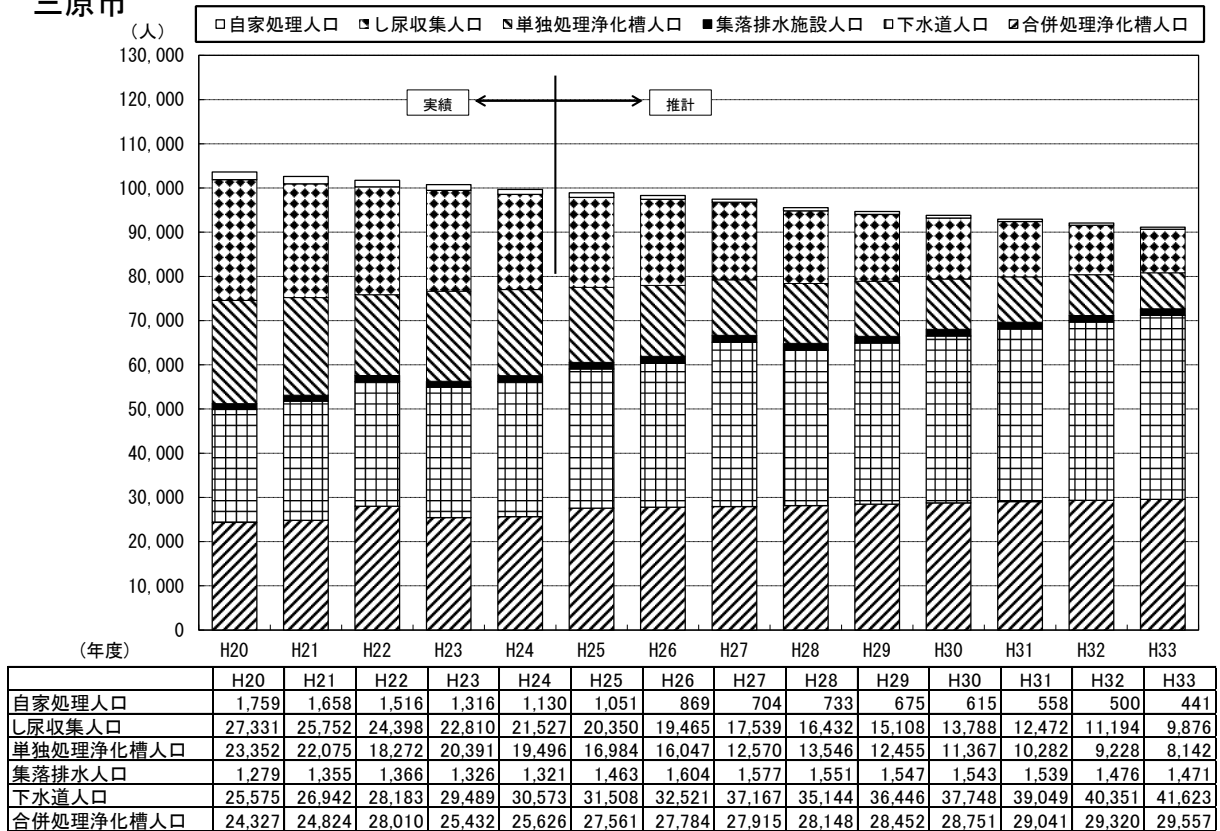
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
資源化量	8,330	8,116	7,869	7,679	7,553	7,452	8,763	8,758	8,842	8,794	8,755	6,527	6,584	6,745
資源化率	20.2%	19.3%	19.3%	19.4%	19.4%	20.5%	23.9%	23.5%	24.8%	25.0%	25.2%	19.1%	19.4%	20.1%



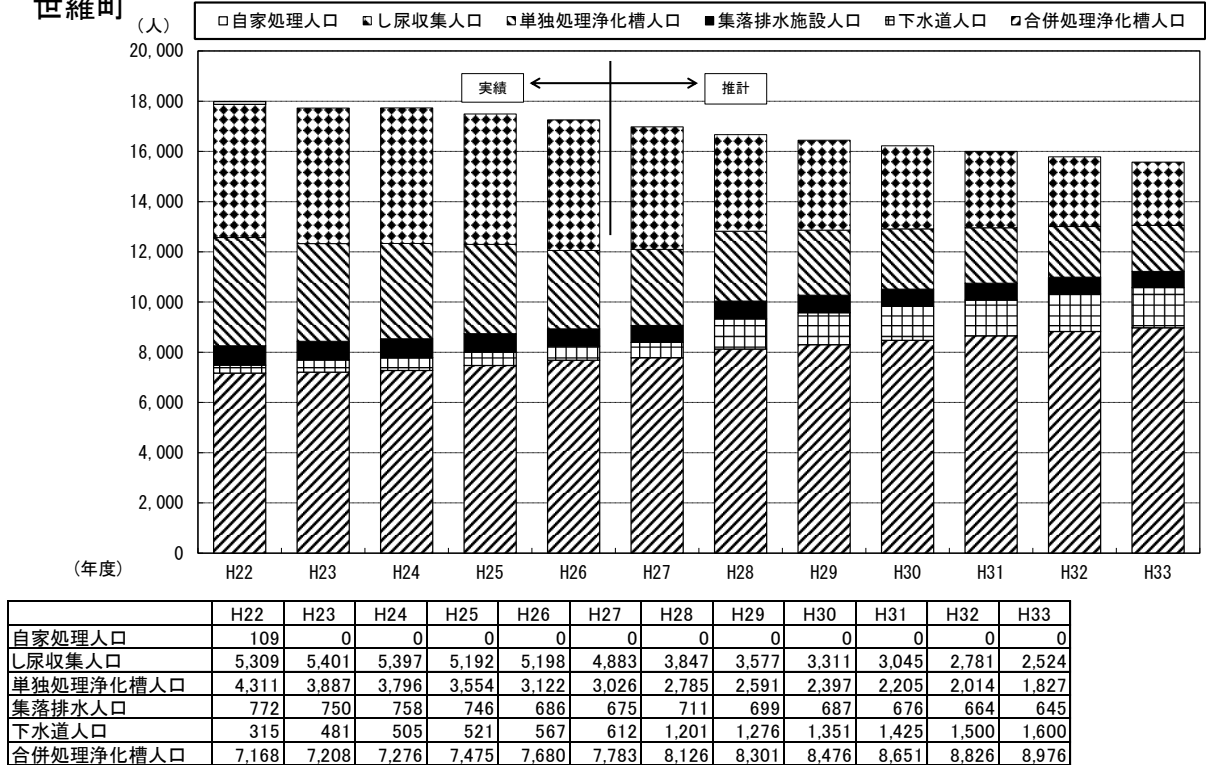
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
最終処分量	5,971	6,147	5,746	5,600	5,257	5,203	5,154	5,079	5,027	4,967	4,909	5,102	5,045	4,988
最終処分率	14.5%	14.6%	14.1%	14.1%	13.5%	14.3%	14.0%	13.6%	14.1%	14.1%	14.1%	14.9%	14.9%	14.9%

## 添付資料 4(2) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

### 三原市



### 世羅町



## 添付資料 4 (3) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

## もやすごみ

- もやすごみ指定袋に入れてください。(重さ10kg以内)
- ※指定袋には、処理券を貼る必要はありません。
- 指定袋に入らないごみ(重さ10kg以内)は、もやすごみ処理券を貼ってください。



### 資源回収事業 助成対象品目



- 生ごみ・残飯など/水分をよく切ってください。
- 食用油/布または紙などにしみこませてお出しくください。
- おしめ・紙おむつ/汚物を取り除いてください。
- 布団・カーペット等/たたんでひもでしばりもやすごみ処理券を貼ってお出しくください。
- 木くず(長さ1m, 太さ7cm以内のもの)/直径40cm以内の束にしてひもでしばって、もやすごみ処理券を貼ってお出しくください。
- 牛乳パック/できるだけ、一部小売店が実施している店頭回収にご協力ください。
- 布類・段ボール・古紙類/できるだけ地域の資源回収にご協力ください。
- 清掃工場に自己搬入する場合は、中身が見えるようにしてお持ちください。
- ※木切れで長さ1m以上、太さ7cm以上のものは、出せません(直接搬入も不可)。

## もやさないごみ 〔3分別〕



- 透明か中身の見える袋でそれぞれ別の袋(45ℓ以内)に入れ、袋の口はしっかりとしばってお出しくください。
- 可能な限り工場ですりサイクルしますので、内容物は取り除いて水洗いしてください。
- カセットボンベ・スプレー缶・ライター/必ず中身を使い切ってお出しくください。
- ストーブ/燃料を空にして、電池を抜いてお出しくください。
- 小型の電気器具類/袋や箱に入れずにそのままお出しくください。
- 農業用の農薬や劇薬の容器/収集しないごみです。絶対に出さないでください。
- 袋に入れることが適当でない物は、次のようにお出しくください。

### 危なくないようにして!

先のとがったもの(針・包丁・ハサミ等)・ガラス・割れたびん等は、収集や分別作業で事故やけがの恐れがありますので、鋭利な部分(刃先等)は厚紙で包んで段ボール箱か厚い紙袋に入れて「危険」と明記してお出しくください。

## 資源化ごみ 〔3分別〕



- ※ふた/プラスチック製のふたは **プラスチック製容器包装** へ  
ふた/金属製は **不燃物** へ
- 内容物は除き、水洗いをしてください。
- 透明か中身の見える袋で、それぞれ別の袋(45ℓ以内)に入れ、袋の口はしっかりとしばってお出しくください。
- ペットボトルやプラスチック製容器包装で **汚れが落ちない場合は、もやすごみ** へお出しくください。
- ラベル(張り紙)は取り除く必要はありません。

※ペットボトル・食品トレー等は、一部小売店の店頭で回収が進められています。

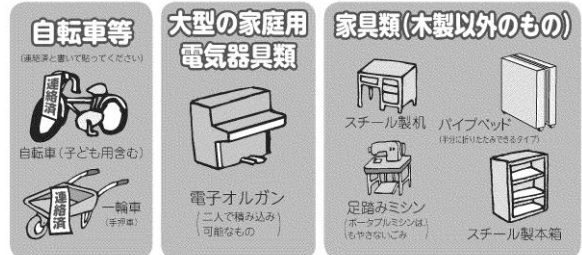
## 大型ごみ

- もやさないごみで、たて・よこ・高さの合計が概ね150cmを超えるものは事前に予約が必要です。(ただし二人で積み込みできない物は収集しません。)

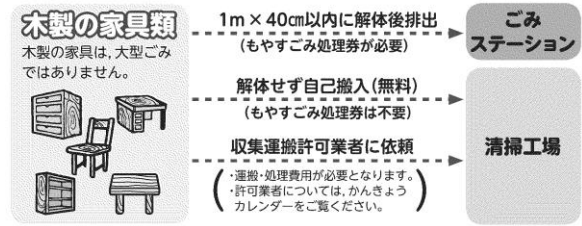
電話をされるときは、品目・数量とごみステーションの位置をお知らせください。(1回につき3点までとさせていただきます)



**予約制**  
大型ごみは、収集日前日(土・日を除く)の**16時30分**までに電話してね。  
TEL(0848)63-1210



## 木製の家具類



# 家庭ごみの正しい出し方

ごみを出す時はマナーを守り、指定収集日の朝7時30分までに出してください。

世羅町指定袋	可燃ごみ	<p>毎週 曜日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定袋には必ず名前を書いてください。</li> <li>●水分はしっかり切ってください。</li> <li>●指定袋に入らない大きさの物は直接搬入してください。</li> </ul> <p>※収集日が祝日の場合は収集しません。次の収集日に出してください。</p>		地域の資源回収業者へ直接持ち込みにご協力ください。
	不燃ごみ	<p>毎月 曜日</p> <p>奇数月 曜日</p> <p>偶数月 曜日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金属類、ガラス類、陶器類、その他プラスチック類、有害ごみ(電池類)・(蛍光灯類)に分別し、それぞれ別の袋に入れてください。</li> <li>●おおむね50cm以上の不燃ごみは不燃物処理工場へ直接搬入してください。</li> <li>●収集日が祝日の場合は、翌日に収集します。</li> </ul>		
	資源化ごみ	<p>毎月 曜日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスチック製のふたは資源化ごみで、金属ふたは不燃ごみで出してください。</li> <li>●ペットボトル・食品トレー等は一部小売店の店頭で回収が進められています。</li> <li>●収集日が祝日の場合は、翌日に収集します。</li> </ul>	<p>【このマークが目印です!!】</p> <p>*ペットボトル・缶・ビン・容器包装プラスチックで汚れを除去できない場合は、不燃ごみとして出してください。</p>	
	収集できないごみ	<p>収集できないごみについては、一般廃棄物許可業者に依頼してください(有料)</p>		

## 不法投棄厳禁!!

ごみは自分の地区のステーションに出しましょう。



ごみの出し方やごみを出す場所設置・変更などのお問い合わせは、世羅町役場環境整備課 TEL.22-4513へご連絡ください。

## 添付資料 5(2) 世羅町 家庭ごみの分別ガイド